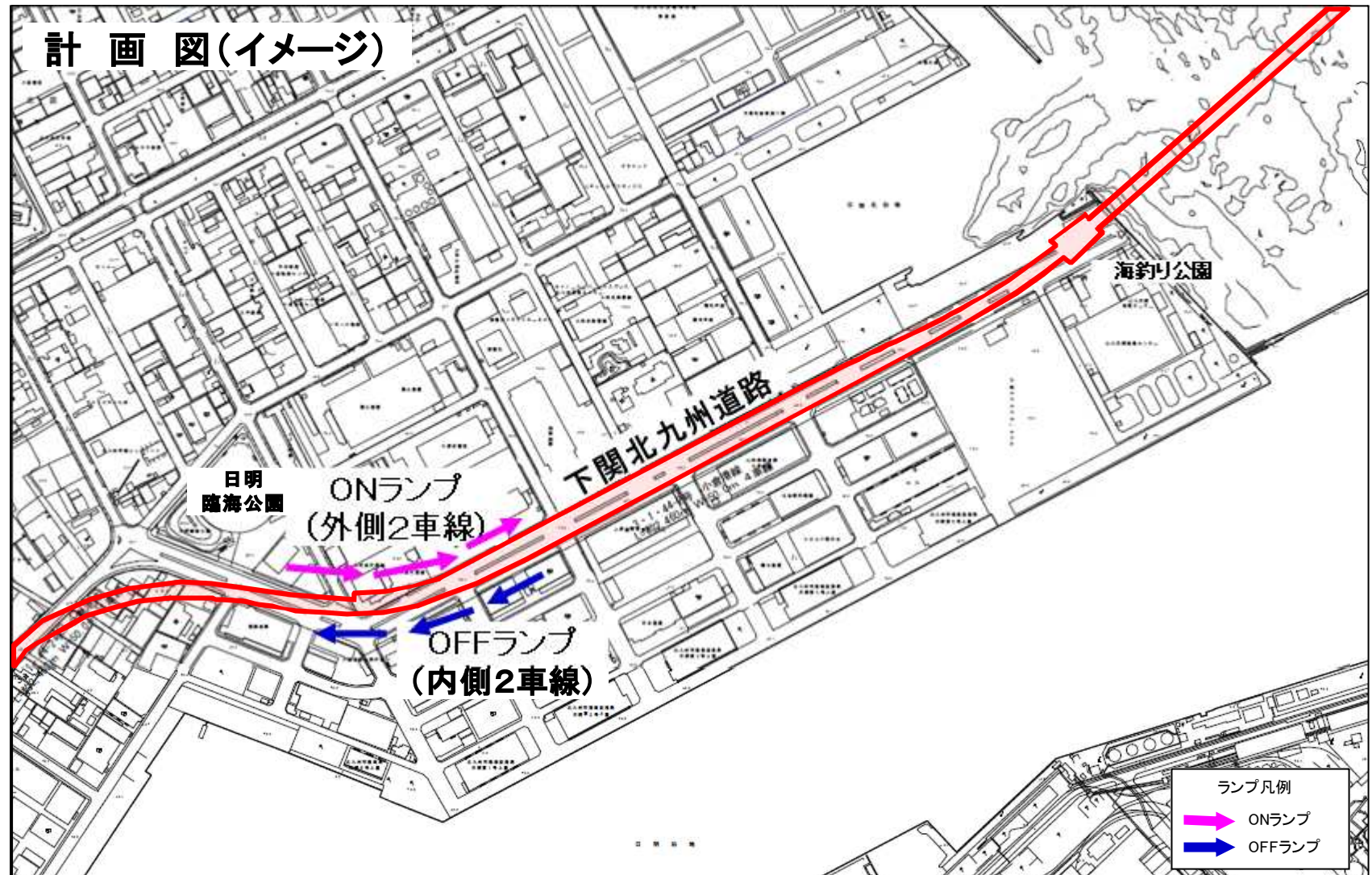
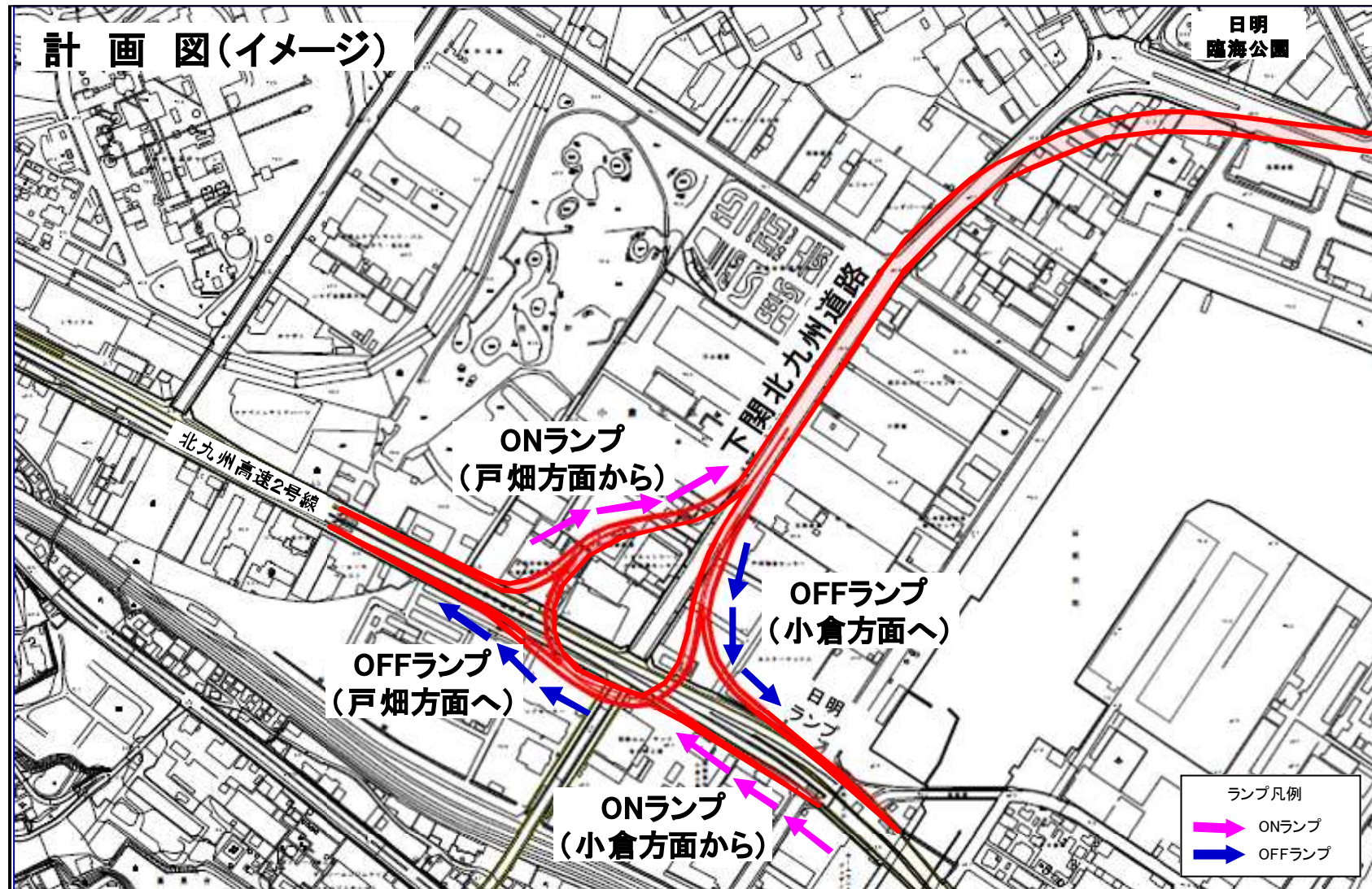


4 都市計画原案の概要【下関北九州道路】



4 都市計画原案の概要【下関北九州道路】



4 都市計画原案の概要【小倉港線(一般道路) 変更】

計画書

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・1・44-2	小倉港線	北九州市小倉北区西港町	北九州市小倉北区西港町地先	北九州市小倉北区西港町	約2,460m	地表式	4車線	42.0m	幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

4 都市計画原案の概要【小倉港線(一般道路) 変更】

総括図(抜粋)

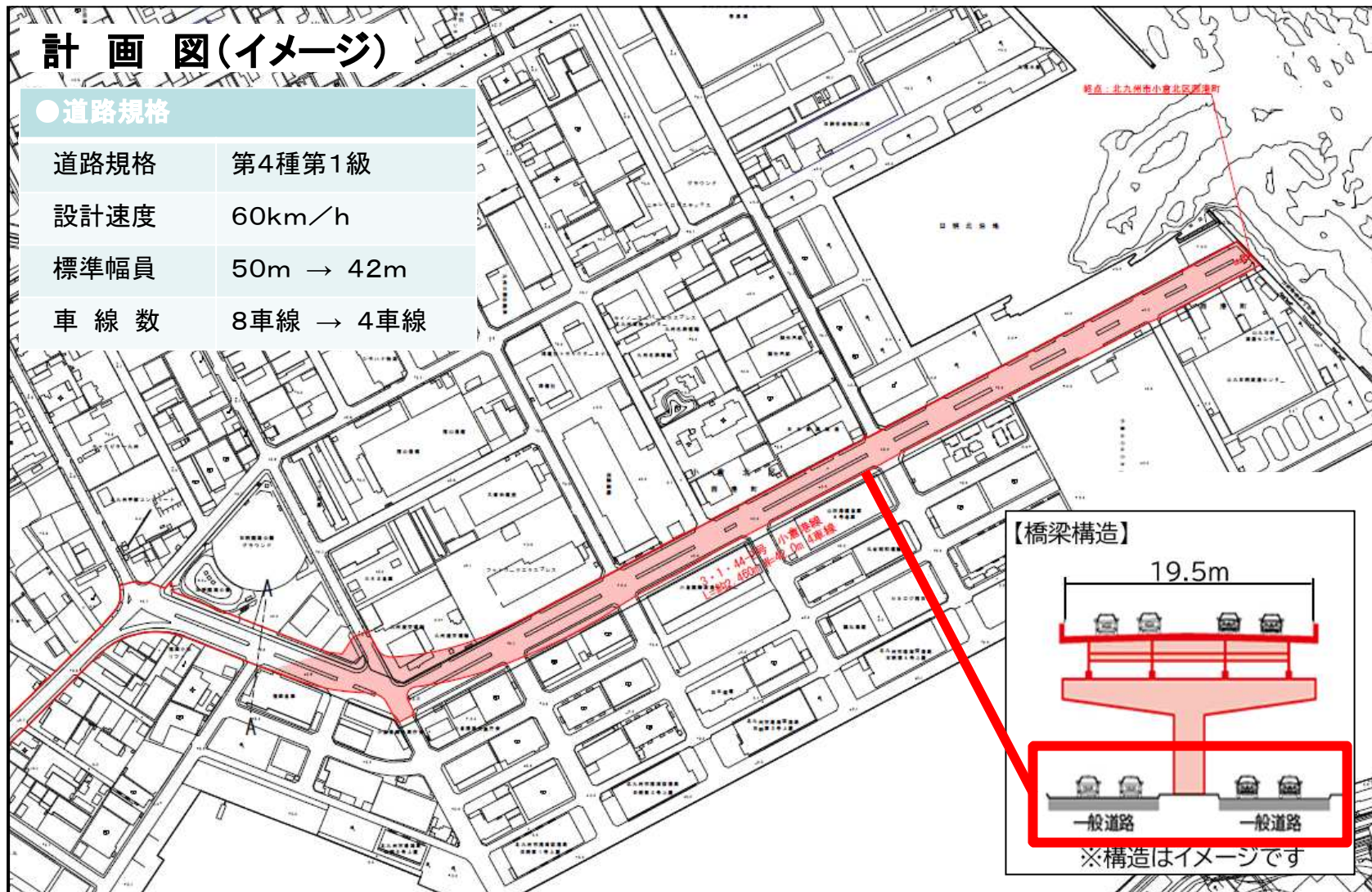


4 都市計画原案の概要【小倉港線(一般道路) 変更】

計画図(イメージ)

●道路規格

道路規格	第4種第1級
設計速度	60km/h
標準幅員	50m → 42m
車線数	8車線 → 4車線

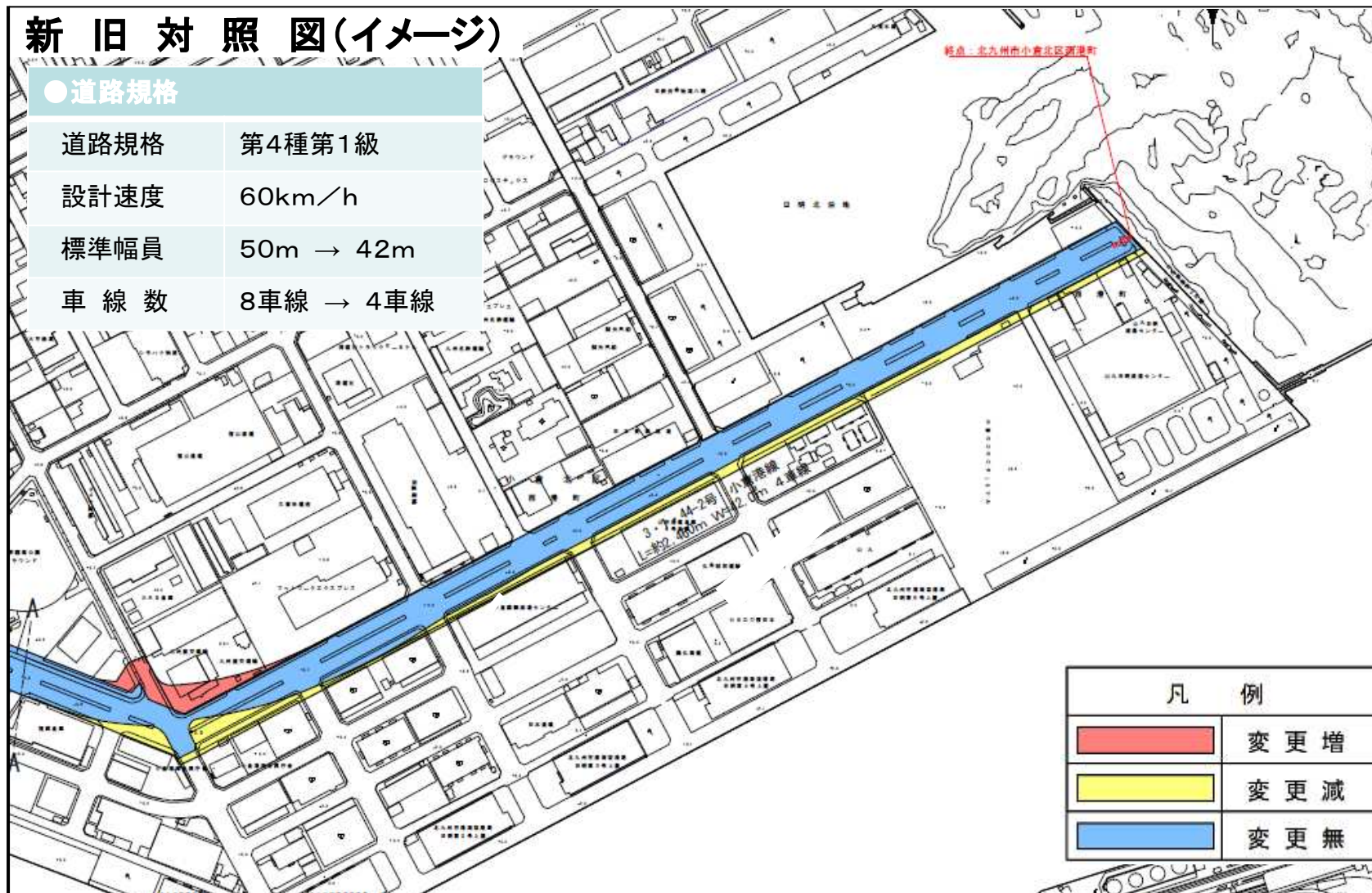


4 都市計画原案の概要【小倉港線(一般道路) 変更】

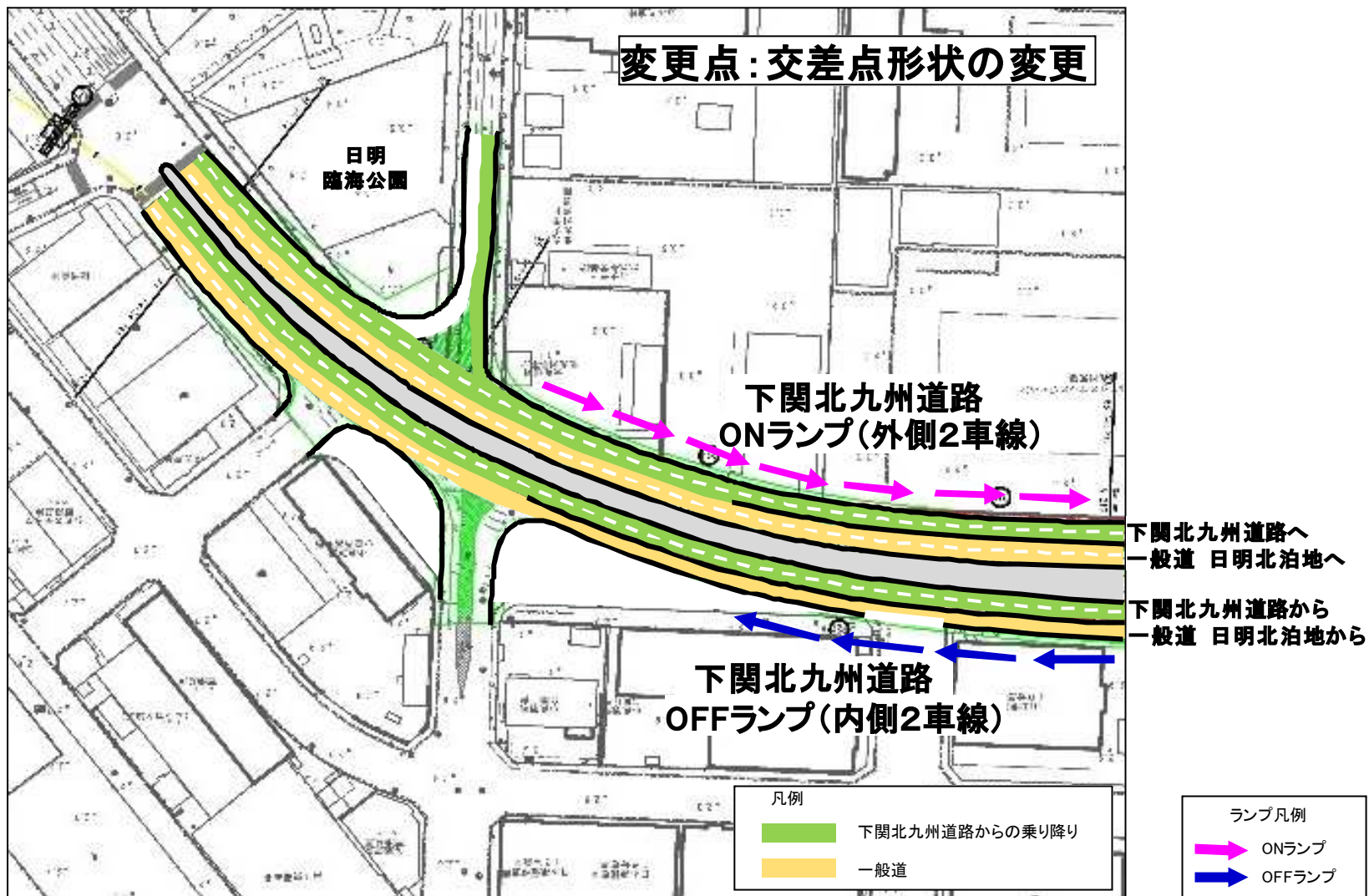
新旧対照図(イメージ)

●道路規格

道路規格	第4種第1級
設計速度	60km/h
標準幅員	50m → 42m
車線数	8車線 → 4車線

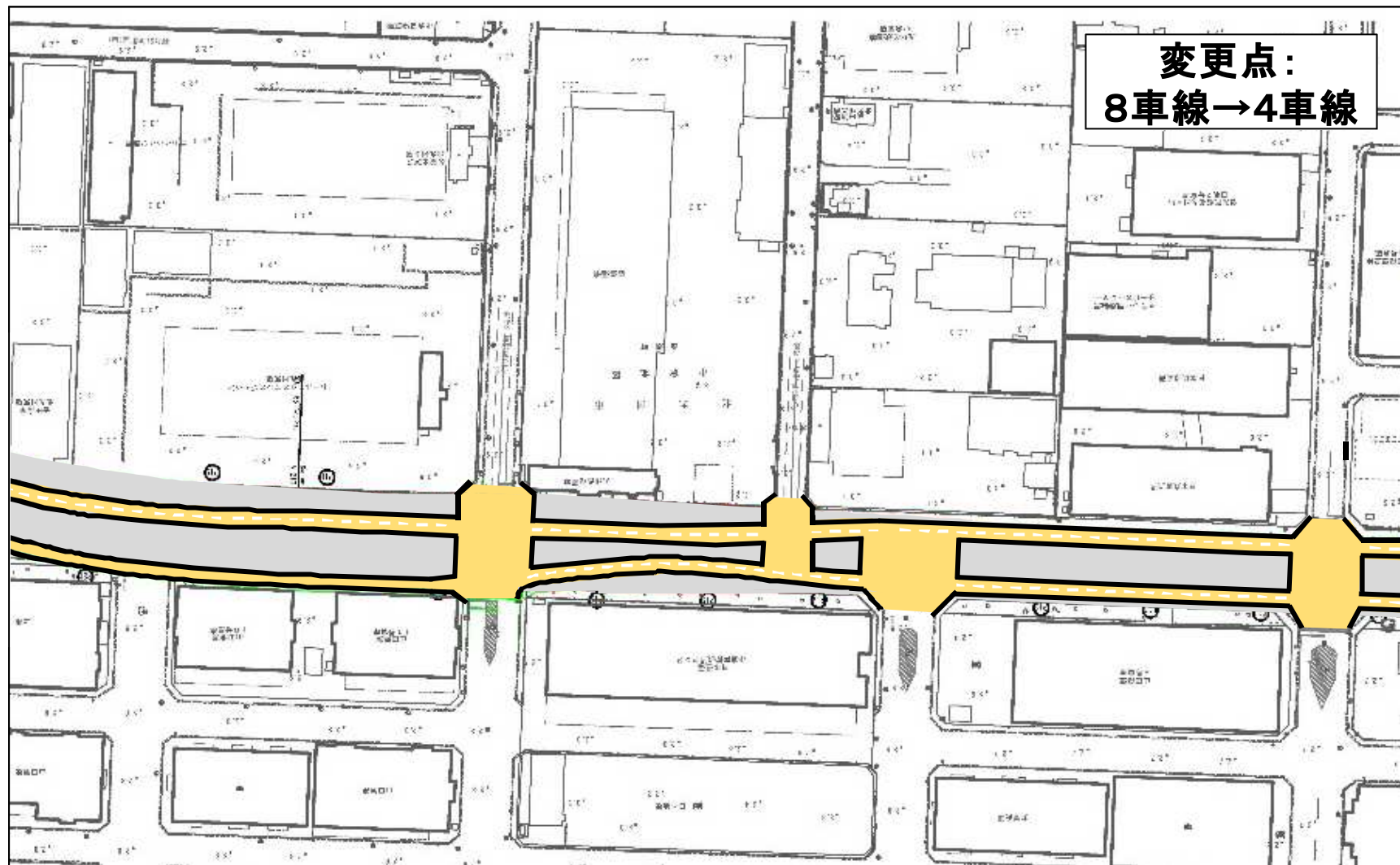


4 都市計画原案の概要【小倉港線(一般道路) 変更】



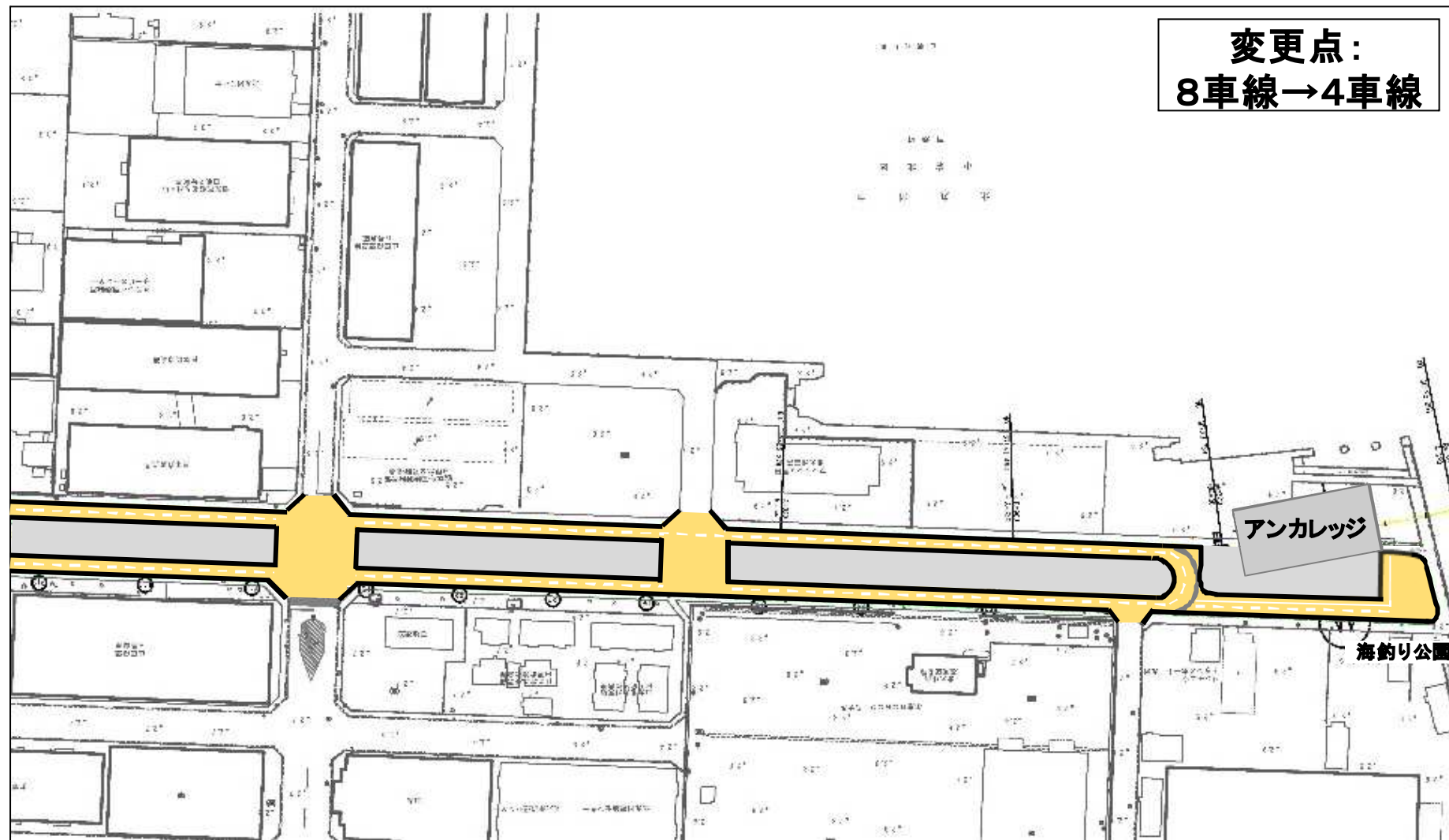
今後、事業者が実施する測量調査や詳細設計、関係者との調整等により 計画細部が変更となる場合があります。

4 都市計画原案の概要【小倉港線(一般道路) 変更】



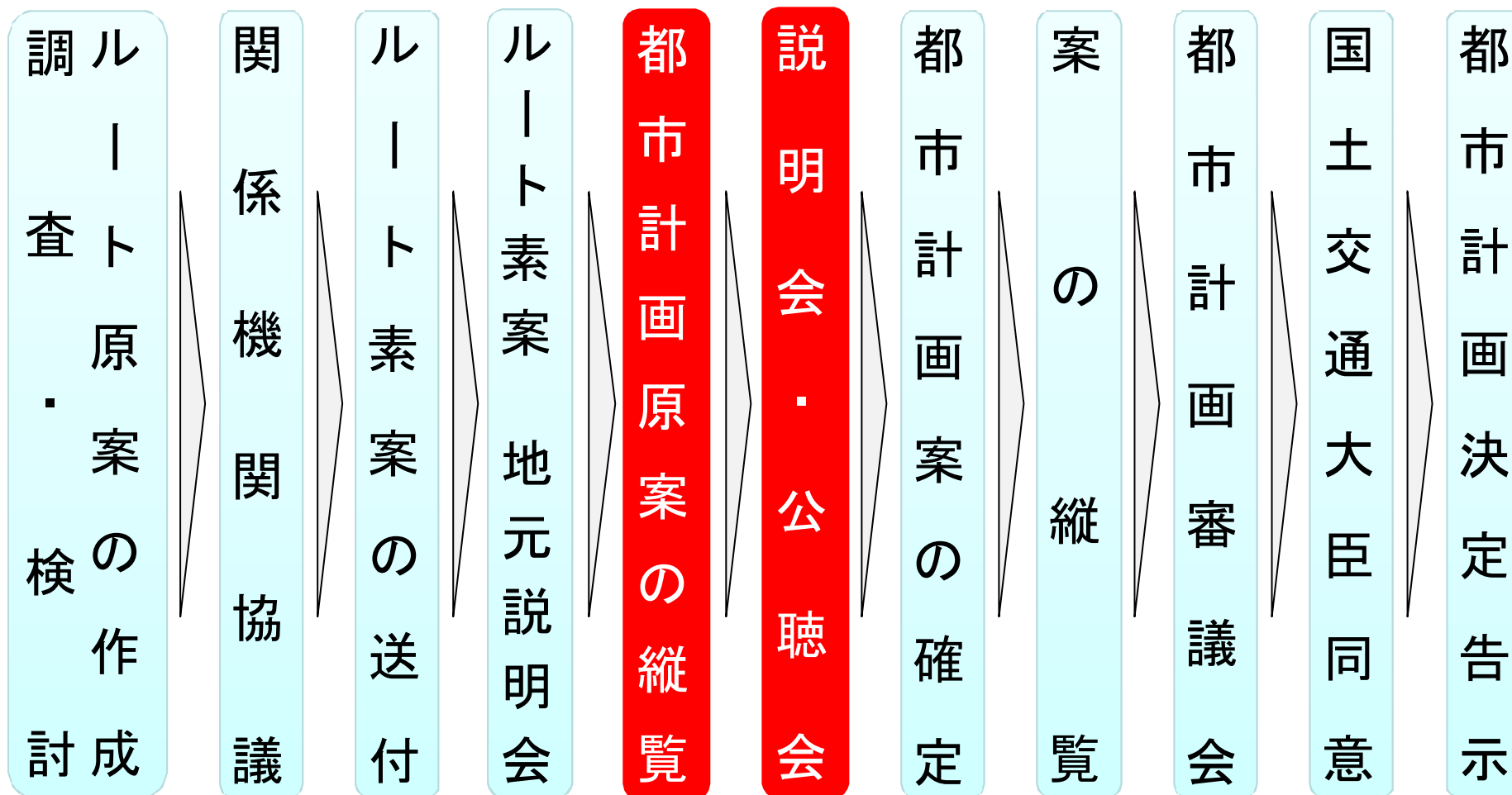
今後、事業者が実施する測量調査や詳細設計、関係者との調整等により 計画細部が変更となる場合があります。

4 都市計画原案の概要【小倉港線(一般道路) 変更】



今後、事業者が実施する測量調査や詳細設計、関係者との調整等により 計画細部が変更となる場合があります。

5 今後の流れ



※都市計画決定告示までに要する期間は、手続きが円滑に進んだ場合、ルート素案の送付から概ね2年が想定されます。

5 今後の流れ

都市計画原案の縦覧及び公述人の募集

縦覧日時:令和6年7月19日(金)～令和6年8月20日(火)
8時30分～17時15分 ※土・日・祝日は除く

縦覧場所:北九州市役所 都市戦略局 都市交通政策課
(小倉北区域内1番1号 13階)、北九州市ホームページ

公聴会日時:令和6年8月20日(火) 10時30分～11時30分(予定)
※公述申請書の提出がない場合中止します

公聴会場所:ガーデンシティ小倉(小倉北区京町3丁目7番1号)

公述申請書の提出方法:令和6年8月13日(火)までにメール、郵送、持参
※郵送の場合、当日消印有効

詳細は北九州市ホームページをご確認下さい。

(<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/08000078.html>)

5 今後の流れ

都市計画施設の区域内的の建築制限(都市計画法第53条第1項)

都市計画道路として指定された場合、区域内で建築物の建築を行う場合には、下記の条件を満たした上で、許可を受ける必要が生じます。円滑な事業を行うために、一定の制限をかけるものです。

(都市計画法 抜粋)

- 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。
- 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと
- 主要構造部(建築基準法第二条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

6 問い合わせ先

福岡県側の都市計画決定に関すること

北九州市 都市戦略局 計画部 都市交通政策課 ☎093-582-2518

山口県側の都市計画決定に関すること

山口県 土木建築部 都市計画課 ☎083-933-3733

下関北九州道路に関すること

山口県 土木建築部 道路建設課 ☎083-933-3700

下関市 都市整備部 都市計画課 ☎083-231-1932

福岡県 県土整備部 道路建設課 ☎092-643-3659

北九州市 都市戦略局 計画部 都市交通政策課 ☎093-582-2518

中国地方整備局 道路部 道路計画課 ☎082-221-9231

九州地方整備局 道路部 道路計画第一課 ☎092-476-3529